

八、職工一同志会ト旧液ノ二液、合為スルコト

六、経過概況

後報引下ノ箇先ニ接シタル職工側ハ八月二日同本會本會支方ニ會合討議、上飽迄位下及村ノ申合セテ為シ其ノ各工場主側ト回答セリ
 亦未工場主側ハ数次會同協議ヲ重ネタルガ、元來本同業組合中ニハ旧液(値下主側)及同本會(職工側)同持テありタル(工場主)ノ二液アリ、而シテ相遠シラテ調一致セズ、遂ニ旧液工場主ハ後報一日、付五條ノ引下ヲ為スコト、職工側ト之ガ承諾ヲ赤メタル元職工側ハ之ヲ拒絶スルト共ニ八月七日ヨリ旧液、屬スルモノ六十名ハ一高ニ同業組合ヲ決行セリ
 而シテ職工側ハ初メ數ル強硬ノ態度ヲ示シツアリシガ、時日ノ経過ト共ニ漸次生後ノ次ニ大助スル者徒出シ故來亂ルニ及リタルヲ概トシ同本會海準(元來本會(業者)外)一名間停、起テ旧液解決ヲ去ケタリ

- 七、労働者総数 七十五名
- 八、争議参加数 六十名
- 九、組合加盟員数 十

- 十、組合干典状況 十
- 十一、指導組合 十
- 十二、口應援組合 十
- 十三、八主ナル指導者又ハ應援者 十
- 指導者 森工森五五郎

15.9.1
34

市田友仙工場

労働争議調査表

一、発生日 大正十五年八月三日
 二、解決月日 同 年 八月 六日
 三、原因 工場主側ニ於テ夏期閉歇期ヲ宛然シ賃銀均一割五分内外、値下ヲ為シタルガ、全月下旬ヨリ新業界病ニ活況ナ显セルヨリ職工側ニ於テ賃上要求ヲ為シタルニ因リ

四、要求事項

- (1) 賃銀値上 一割四分強乃至二割(製品種類ニ依リ差異アリ)
- (2) 半待日當制定 一日二回(半日ノ場合モ同シ)後半八半額
- (3) 解雇手当制定 一年未満四十日分(一日二回半額ノ割)
- (4) 退職手当支給 一年以上一ヶ月ヲ増ス毎々三日分ヲ加フ(一人一日二回(後半ハ其半額))
- (5) 今回ノ争議ニ犠牲者ヲ出サレヌト

五、解決事項

- (1) 一割四分強乃至一割六分強ノ値上承認
- (2) 退職手当 一年以上二年未満十四日以内、二年以上三年未満十五日以内、三年以上五年未満十五日以上三十日以内